

事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務になりました。

(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務)

- **1回目のストレスチェックは、平成28年11月30日までに！**常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)^{※1}を実施することが事業者の義務となります。

※1 ストレスチェックに用いる調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を用いることが望ましいとされています。また、検査の頻度は1年ごとに1回です。

- **面接指導の実施！**検査の結果、要件^{※2}に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。

※2 要件は、高ストレス者であって、面接指導の実施が必要と認められた者を指します。

- **就業上の措置の実施！**面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置^{※3}を講じることが事業者の義務となります。

※3 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を言います。

- **プライバシーの保護と不利益な取扱いの禁止！**検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

裏面に制度のポイントをわかり易くまとめました。
従業員の皆様への制度説明などに活用してください。

愛知労働局 労働基準部 健康課

詳細は、ホームページをご覧ください。

厚生労働省 職場におけるメンタルヘルス対策

検索

ストレスチェック制度

平成27年12月1日から
いよいよ始まります☆



「はかりでなあって分からないことあったなあ」
「私がお答えしますーす♡」
ストレスチェックとは
質問票を使って労働者のストレスがどのような状態にあるのか調べる検査のことです

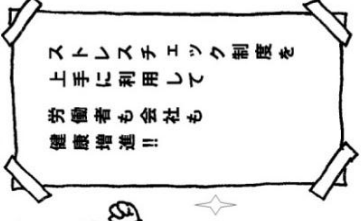


メンタルヘルス不調を未然に防止するためです

労働者は自分のストレス状態を知ることで
① ストレスをためすぎないように対処できます
② ストレスが高い状態の場合は、医師の面接を受けることができます
会社は医師の意見を聴いて職場環境の改善を行うことができます



「いつまでに何をやらねばいいのかなあ」
平成27年12月1日から一年の間にすべての労働者に対して一回目のストレスチェックを実施します
まずは
☆導入前の準備
① 実施方法などを決めます
② すべての労働者に内容を知らせます
「難しいかなあ」

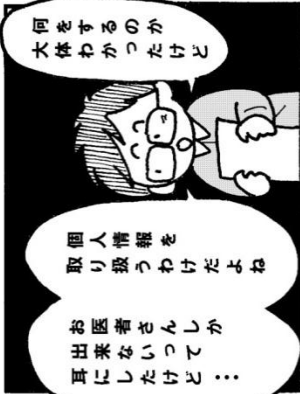


ストレス制度の導入のために各種、研修やセミナーなどが開催されています
電話相談の窓口もありますので利用するのも良いでしょう

☆ストレスチェックの実施
実施者が評価して要面接者等の結果を本人に通知
※会社には結果は知らせません

☆面接指導の実施と就業上の措置
面接指導の担当医の意見を踏まえて必要な措置を実施
※要面接者から申し出があれば実施結果は5年保存

☆職場分析と職場環境の改善
実施者から提供された分析結果を参考に職場の改善
「働きやすい職場に」



役割はいくつかあります
「一人が役割を兼ねることもできます」

☆ストレスチェックの実施者
① 医師
② 保健師
厚生労働大臣の定める研修を受けた
③ 看護師
④ 精神保健福祉士
から選ぶ必要があります

その他には
☆制度全体の担当者
計画づくりや進み具合を把握、管理します
☆ストレスチェックの実施事務従事者
実施者の補助をし個人情報を取り扱う業務を担当します
☆面接指導を担当する医師



気をつけなければいけないことは
労働者のプライバシーの保護
不利益扱いの禁止
労働者の個人情報
適切に保護され
不正な目的で利用されないようにすることで
労働者も安心して受けられ
会社側の適切な対応や改善につなげられる仕組みになっているのね♡
「頑張るぞ!」